

新	旧
<u>S の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u> <u>(キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</u> (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。 (ア) <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、</u>発災直後は、<u>被害規模の把握を、それぞれ早期に行う</u>とともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の情報から生じる多様なニーズに適切に対応する。 イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分に配慮するものとする。 (ア) <u>災害が発生するおそれがある場合</u>には、警報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 (イ) <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、</u>発災直後は、<u>被害規模の把握を、それぞれ早期に行う</u>とともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。 (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。 (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。 (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。 (カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。 (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。 (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 (ケ) <u>新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の新型コロナウイルス感染症を含む感染症（以下「感染症」という。）対策の徹底や、</u>避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。	(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。 (ア) 発災直後は、<u>可能な限り被害規模を早期に把握する</u>とともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の情報から生じる多様なニーズに適切に対応する。 イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分に配慮するものとする。 (ア) <u>災害発生</u>の兆候が<u>把握された際</u>には、警報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 (イ) 発災直後<u>においては、被害規模を早期に把握する</u>とともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。 (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。 (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。 (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。 (カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。 (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。 (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 (ケ) <u>新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u> (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

新	旧
〔シ〕 ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。 (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興 ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。 〔ア〕 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。 イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。 〔ア〕 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。 〔イ〕 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 〔ウ〕 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。 〔エ〕 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。 〔オ〕 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。 〔カ〕 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興を支援する。 ウ 市は、県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。 2 行政及び市民の責務 (1) 市は国、県及び防災関係機関等と緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。 ア 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画 イ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立 (2) 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において、互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。 (3) どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。 3 防災施設の大綱 飯山市における最近の大きな気象災害は、大雨により千曲川が増水し堤防が決壊して発生した水害である。河川改修、砂防等治水対策については、これまでも最大限の努力を傾けてきたところであるが、今後も計画的に治水施設等の整備を推進する。 また、豪雨に伴って生ずる地すべりや山崩れ、土石流等は破壊力が大きく多数の人的被害をもたらすので、地すべり防止対策等各種の土砂災害対策を講ずる。	〔シ〕 ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。 (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興 ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。 〔ア〕 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。 イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。 〔ア〕 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。 〔イ〕 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 〔ウ〕 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。 〔エ〕 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。 〔オ〕 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。 〔カ〕 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興を支援する。 ウ 市は、県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。 2 行政及び市民の責務 (1) 市は国、県及び防災関係機関等と緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。 ア 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画 イ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立 (2) 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において、互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。 (3) どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。 3 防災施設の大綱 飯山市における最近の大きな気象災害は、大雨により千曲川が増水し堤防が決壊して発生した水害である。河川改修、砂防等治水対策については、これまでも最大限の努力を傾けてきたところであるが、今後も計画的に治水施設等の整備を推進する。 また、豪雨に伴って生ずる地すべりや山崩れ、土石流等は破壊力が大きく多数の人的被害をもたらすので、地すべり防止対策等各種の土砂災害対策を講ずる。

新	旧
第5節 広域相互応援計画 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村相互、消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動が実施できるよう、体制の整備を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 1 防災関係機関相互の連携体制整備 各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。 (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。 (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。 (3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> (4) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。 (5) 訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 2 県内全市町村間の相互応援協定 県内全市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。（第7編資料4－2参照） 市は、この協定に基づき平常時から連携強化を図り、あらゆる災害に対応できるよう相互応援体制を確立していく。 (1) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。 (2) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。 (3) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的 to 実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。 (4) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制 県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。（第7編資料4－1参照） また、大規模災害又は特殊災害発生時に、前記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動、消火活動等を行うことを目的に、緊急消防援助隊が	第5節 広域相互応援計画 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村相互、消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動が実施できるよう、体制の整備を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 1 防災関係機関相互の連携体制整備 各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。 (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。 (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。 (3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 (4) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。 (5) 訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 2 県内全市町村間の相互応援協定 県内全市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。（第7編資料4－2参照） 市は、この協定に基づき平常時から連携強化を図り、あらゆる災害に対応できるよう相互応援体制を確立していく。 (1) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。 (2) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。 (3) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的 to 実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。 (4) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制 県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。（第7編資料4－1参照） また、大規模災害又は特殊災害発生時に、前記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動、消火活動等を行うことを目的に、緊急消防援助隊が

新	旧
平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊運用要綱が制定された。 平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。 この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する。 (1) 岳北消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。 (2) 岳北消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。 (3) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。 4 他市町村との応援協定 市では現在、富山県魚津市と「飯山市魚津市災害時相互応援協定」(第7編資料4－4参照)、山梨県山梨市と「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書」(第7編資料4－5参照)、山形県長井市と「大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書」(第7編資料4－6参照)、東京都国分寺市と「国分寺市飯山市災害時相互応援に関する協定書」(第7編資料4－7参照)、軽井沢町と「災害時における復旧作業等協力に関する協定書」(第7編資料4－8参照)を締結している。この協定に基づき大規模災害時に対応するため、平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。 また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣市町村に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との間の協定締結を検討する。 5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。 また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。 6 広域防災拠点の確保 大規模災害時において、国・県及び他市町村等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れるため、飯山市災害時受援計画を策定した。 この計画は、市内の情勢、関係機関の体制の変化、今後発生する災害への対応で得られる新たな知見等を踏まえ、継続的に更新するものとする。 また、関係相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 7 その他企業及び団体等との協力体制の整備	平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊運用要綱が制定された。 平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。 この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する。 (1) 岳北消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。 (2) 岳北消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。 (3) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。 4 他市町村との応援協定 市では現在、富山県魚津市と「飯山市魚津市災害時相互応援協定」(第7編資料4－4参照)、山梨県山梨市と「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書」(第7編資料4－5参照)、山形県長井市と「大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書」(第7編資料4－6参照)、東京都国分寺市と「国分寺市飯山市災害時相互応援に関する協定書」(第7編資料4－7参照)、軽井沢町と「災害時における復旧作業等協力に関する協定書」(第7編資料4－8参照)を締結している。この協定に基づき大規模災害時に対応するため、平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。 また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣市町村に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との間の協定締結を検討する。 5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。 また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。 6 広域防災拠点の確保 大規模災害時において、国・県及び他市町村等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れるため、飯山市災害時受援計画を策定した。 この計画は、市内の情勢、関係機関の体制の変化、今後発生する災害への対応で得られる新たな知見等を踏まえ、継続的に更新するものとする。 また、関係相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 7 その他企業及び団体等との協力体制の整備

新	旧
<u>方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</u> ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供 市は、<u>市地域防災計画に定めるところにより、</u>避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 ⑥ 避難行動要支援者の移送計画 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 ⑦ <u>個別避難計画の事前提供</u> 市は、<u>市地域防災計画に定めるところにより、岳北消防本部、飯山警察署、民生委員・児童委員（地区会長）、飯山市社会福祉協議会、自主防災組織（区長）など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u> ⑧ <u>避難行動要支援者への配慮</u> 市は、<u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u> ⑨ <u>地区防災計画との調整</u> 市は、<u>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u> 2 在宅者対策 (1) 指定避難所の整備 市は、<u>災害時</u>において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。 (2) 緊急通報装置等の整備 市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備に努める。 (3) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。	④ 避難行動要支援者名簿の提供 市は、避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 ⑤ 避難行動要支援者の移送計画 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 2 在宅者対策 (1) 指定避難所の整備 市は、<u>災害発生時</u>において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。 (2) 緊急通報装置等の整備 市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備に努める。 (3) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

新	旧
(4) 市は、災害の発生に備え、要配慮者の名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。 (5) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。 (6) 支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NP0・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。 (7) 防災教育・防災訓練の実施 市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。 (8) 応援体制及び受援体制の整備 市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整担当者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。 (9) 避難所における要配慮者支援体制の整備 市は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣に備え、保健医療関係者との連絡、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。 3 要配慮者利用施設対策 市は、要配慮者利用施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について協力を求める。 (1) 非常災害時の整備 市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。 (2) 防災設備等の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品（最低でも3 日分、可能な限り1 週間分程度）の備蓄を行うよう指導する。 (3) 組織体制の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。 (4) 防災教育・防災訓練の実施 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。	(4) 市は、災害の発生に備え、要配慮者の名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。 (5) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。 (6) 支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NP0・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。 (7) 防災教育・防災訓練の実施 市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。 (8) 応援体制及び受援体制の整備 市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整担当者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。 (9) 避難所における要配慮者支援体制の整備 市は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連絡、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。 3 要配慮者利用施設対策 市は、要配慮者利用施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について協力を求める。 (1) 非常災害時の整備 市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。 (2) 防災設備等の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品（最低でも3 日分、可能な限り1 週間分程度）の備蓄を行うよう指導する。 (3) 組織体制の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。 (4) 防災教育・防災訓練の実施 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

新	旧
(㊦) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 (㊧) 避難住民に対する各種相談業務 ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (7) 平常時における広報 a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 b 市民に対する巡回指導 c 防災訓練等 (4) 災害時における広報 a 広報車による周知 b 避難誘導員による現地広報 c 住民組織を通じた広報 なお、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。 また、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「緊急安全確保」を行うべきことについて、留意するとともに、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。	(㊦) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 (㊧) 避難住民に対する各種相談業務 ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (7) 平常時における広報 a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 b 市民に対する巡回指導 c 防災訓練等 (4) 災害時における広報 a 広報車による周知 b 避難誘導員による現地広報 c 住民組織を通じた広報 なお、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。 また、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、留意するとともに、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
(3) 避難行動要支援者対策 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝対体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 (4) 帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 (5) 市民に対する指導・啓発 市は、市民に対し、避難に関して次のように指導・啓発する。 ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。 (7) 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか ・指定緊急避難場所への立退き避難 ・「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難 ・「緊急安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動) (4) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等) (㉒) 家の中でどこが一番安全か (㉓) 救急医薬品や火気などの点検 (㉔) 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか (㉕) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか	(3) 避難行動要支援者対策 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝対体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 (4) 帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 (5) 市民に対する指導・啓発 市は、市民に対し、避難に関して次のように指導・啓発する。 ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。 (7) 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか ・指定緊急避難場所への立退き避難 ・「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難 ・「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動) (4) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等) (㉒) 家の中でどこが一番安全か (㉓) 救急医薬品や火気などの点検 (㉔) 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか (㉕) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか

新	旧
（イ）避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか （ロ）家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか （ハ）昼の場合、夜の場合の家族の分担 イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。 ウ 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。 2 避難場所の確保 (1) 避難場所の確保（第7編資料9－2参照） 市は、災害の危険が切迫した場合には、市民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく。 ア 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>感染症対策</u>等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>避難者</u>が避難生活を送るため<u>に必要十分な</u>指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、</u>市民への周知徹底を図る。 <u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u> なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。 イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に火災が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。 なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。 ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議を行う。 エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。 オ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 (2) 避難所の確保（第7編資料9－1参照） 災害発生時に被災者の避難及び救護を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定する。 <u>ア 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</u>なお、福祉避難所とし	（イ）避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか （ロ）家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか （ハ）昼の場合、夜の場合の家族の分担 イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。 ウ 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。 2 避難場所の確保 (1) 避難場所の確保（第7編資料9－2参照） 市は、災害の危険が切迫した場合には、市民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく。 ア 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>被災者</u>が避難生活を送るため<u>の</u>指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。 イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に火災が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。 なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。 ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議を行う。 エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。 オ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 (2) 避難所の確保（第7編資料9－1参照） 災害発生時に被災者の避難及び救護を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定する。 <u>ア 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u> イ 指定避難所については、<u>被災者</u>を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所とし

新	旧
て要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 <u>イ 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めることとする。</u> <u>ウ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u> <u>エ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>オ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>カ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> <u>キ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</u> <u>ク 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定避難所の相互提供等について協議を行う。</u> <u>ケ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u> なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。 また、避難所の感染症対策については、第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。 <u>コ 避難所の感染症対策については、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> <u>サ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</u> <u>シ テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。</u>	て要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 <u>ウ</u> 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 <u>エ</u> 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定避難所の相互提供等について協議を行う。 <u>オ</u> 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。 また、避難所の感染症対策については、第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。 <u>カ</u> 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、<u>非常用電源</u>、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。 <u>キ</u> テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

新	旧
<u>ス</u> 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 <u>セ</u> 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ</u>、非常用電源、備蓄薬、マスク、消毒液、<u>簡易ベッド</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資<u>や感染症対策に必要な物資等</u>の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める<u>ほか、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> <u>ソ</u> 避難行動要支援者を安全にかつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。 <u>タ</u> 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。 <u>チ</u> 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所又は指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。 <u>ツ</u> 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(<u>令和4年3月</u>改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。 <u>テ</u> マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 <u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u> <u>ト</u> 市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信施設の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。 <u>ナ</u> 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。 <u>ニ</u> 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 <u>ヌ</u> 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 <u>ネ</u> 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 3 住宅の確保体制の整備 住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。 このため市は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制の整備に努める。 (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。 (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。 (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。	<u>ク</u> 指定<u>された</u>避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。 <u>ケ</u> 避難行動要支援者を安全にかつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。 <u>コ</u> 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。 <u>サ</u> 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所又は指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。 <u>シ</u> 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(<u>令和2年7月</u>改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。 <u>ス</u> マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 <u>セ</u> 市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信施設の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。 <u>ソ</u> 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。 <u>タ</u> 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 <u>チ</u> 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 <u>ツ</u> 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 3 住宅の確保体制の整備 住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。 このため市は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制の整備に努める。 (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。 (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。 (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。 (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携し

新	旧
(4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。 (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。 (6) 住宅確保のため、周辺市町村から利用可能な公営住宅等の情報提供を受けられる体制を整備する。 (7) 災害発生時には、市内及び近隣市町村の建設業者等から応急工事用資材を調達できるようにしておく。（第7編資料16－1 参照） 4 学校等における避難計画 災害が発生した場合、小学校、中学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体 の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。 学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。 (1) 防災計画の作成 ア 学校長等は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。 なお、この計画作成に当たっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。 イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。 ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。 ㊦ 風水害対策に係る防災組織の編成 ㊧ 風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法 ㊨ 市（市教委）、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法 ㊩ 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法 ㊪ 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法 ㊫ 児童生徒等の帰宅と保護の方法 ㊬ 児童生徒等の保護者への引き渡し方法 ㊭ 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法 ㊮ 児童生徒等の救護方法 ㊯ 初期消火と重要物品の搬出の方法 ㊰ 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法 ㊱ 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等） ㊲ 防災訓練の回数、時期、方法 ㊳ 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 ㊴ 風水害時における応急教育に関する事項 ㊵ その他、学校長等が必要とする事項 (2) 施設・設備の点検管理 学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。 ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。	た体制の整備を図る。 (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。 (6) 住宅確保のため、周辺市町村から利用可能な公営住宅等の情報提供を受けられる体制を整備する。 (7) 災害発生時には、市内及び近隣市町村の建設業者等から応急工事用資材を調達できるようにしておく。（第7編資料16－1 参照） 4 学校等における避難計画 災害が発生した場合、小学校、中学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体 の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。 学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。 (1) 防災計画の作成 ア 学校長等は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。 なお、この計画作成に当たっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。 イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。 ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。 ㊦ 風水害対策に係る防災組織の編成 ㊧ 風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法 ㊨ 市（市教委）、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法 ㊩ 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法 ㊪ 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法 ㊫ 児童生徒等の帰宅と保護の方法 ㊬ 児童生徒等の保護者への引き渡し方法 ㊭ 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法 ㊮ 児童生徒等の救護方法 ㊯ 初期消火と重要物品の搬出の方法 ㊰ 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法 ㊱ 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等） ㊲ 防災訓練の回数、時期、方法 ㊳ 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 ㊴ 風水害時における応急教育に関する事項 ㊵ その他、学校長等が必要とする事項 (2) 施設・設備の点検管理 学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。 ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。 イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

第 2 編 風水害対策編 第 1 章 災害予防計画 第 11 節 避難の受入れ活動計画	
新	旧
イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。 ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。 (3) 防火管理 風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。 ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。 イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。 (4) 避難誘導 ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。 イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。 (7) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。 (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。 (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。 (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。 5 在宅避難者等の支援 (1) 現状及び課題 以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。加えて、在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。 ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。） イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。） <u>ウ 感染症の自宅療養者等</u> (2) 実施計画 <u>ア 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</u> <u>イ 市は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u> <u>ウ 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。</u>	ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。 (3) 防火管理 風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。 ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。 イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。 (4) 避難誘導 ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。 イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。 (7) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。 (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。 (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。 (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。 5 在宅避難者等の支援 (1) 現状及び課題 以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。加えて、在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。 ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。） イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。） (2) 実施計画 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

新	旧
<u>(13) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u> 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。 3 学校等における防災教育の推進 小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。 そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。 (1) 学校等においては、大規模災害にも対応できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。 (2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。 ア 防災知識一般 イ 避難の際の留意事項 ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法 エ 具体的な危険箇所 オ 要配慮者に対する配慮 カ 消火器の使い方等 (3) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。 4 市職員に対する防災知識の普及 市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の車項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。 (1) 自然災害に関する一般的な知識 (2) 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (3) 職員等が果たすべき役割 (4) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識 (5) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題 5 大災害の教訓や災害文化の伝承 過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保管し、未来へ伝達するため、広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含	2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。 3 学校等における防災教育の推進 小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。 そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。 (1) 学校等においては、大規模災害にも対応できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。 (2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。 ア 防災知識一般 イ 避難の際の留意事項 ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法 エ 具体的な危険箇所 オ 要配慮者に対する配慮 カ 消火器の使い方等 (3) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。 4 市職員に対する防災知識の普及 市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の車項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。 (1) 自然災害に関する一般的な知識 (2) 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (3) 職員等が果たすべき役割 (4) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識 (5) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題 5 大災害の教訓や災害文化の伝承 過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保管し、未来へ伝達するため、広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含

新	旧
めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。	めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

新	旧
第32節 防災訓練計画 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市及び防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。 1 防災訓練の種別 (1) 総合防災訓練 総合防災訓練は、市が主催し、防災関係機関、市民その他関係団体の協力を求め、次により毎年 1 回実施する。 ア 災害のおそれのある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。 イ 市の防災機関、警察機関、区長会を中心とする地域関係機関等が一体となって、地震及び(2)のアへの訓練を中心として、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策訓練を総合的に実施する。 特に、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 (2) その他の訓練 ア 水防訓練 訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。 (ア) 水防団（消防団）による水防工法の訓練 (イ) 関係機関と連携した樋門、及び排水ポンプ車の操作訓練 (ウ) 防災行政無線及びメールシステムなどを活用した住民及び関係機関等への情報伝達訓練 (エ) 関係機関への連絡、要請内容の確認等 イ 消防訓練 消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。 (ア) 夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防ぎょ訓練 (イ) 消防団幹部による図上想定訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団との合同訓練 (エ) 市民による初期消火訓練 ウ 災害救助訓練 救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。 (ア) 医療救護・人命救助訓練 (イ) 炊き出し訓練 (ウ) 給水訓練 エ 通信訓練 災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。 (ア) 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練 (イ) 市防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団を結ぶ無線の通信訓練	第32節 防災訓練計画 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。 1 防災訓練の種別 (1) 総合防災訓練 総合防災訓練は、市が主催し、防災関係機関、市民その他関係団体の協力を求め、次により毎年 1 回実施する。 ア 災害のおそれのある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。 イ 市の防災機関、警察機関、区長会を中心とする地域関係機関等が一体となって、地震及び(2)のアへの訓練を中心として、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策訓練を総合的に実施する。 特に、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 (2) その他の訓練 ア 水防訓練 訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。 (ア) 水防団（消防団）による水防工法の訓練 (イ) 関係機関と連携した樋門、及び排水ポンプ車の操作訓練 (ウ) 防災行政無線及びメールシステムなどを活用した住民及び関係機関等への情報伝達訓練 (エ) 関係機関への連絡、要請内容の確認等 イ 消防訓練 消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。 (ア) 夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防ぎょ訓練 (イ) 消防団幹部による図上想定訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団との合同訓練 (エ) 市民による初期消火訓練 ウ 災害救助訓練 救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。 (ア) 医療救護・人命救助訓練 (イ) 炊き出し訓練 (ウ) 給水訓練 エ 通信訓練 災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。 (ア) 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練 (イ) 市防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団を結ぶ無線の通信訓練

新	旧
（エ） 「長野県地域防災計画」に基づいた県防災行政無線の操作訓練 オ 避難訓練 災害時における避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。 カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練 災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、市災害対策本部の組織編成に基づく本部の運営訓練を行う。 キ 情報収集及び伝達訓練 災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。 （ア） あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練 （イ） 市民等への情報伝達、避難誘導訓練 （ウ） アマチュア無線局との情報伝達訓練 ク 広域防災訓練 広域応援協定をより実効あるものとし、災害時に広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。 ケ 複合災害を想定した訓練の実施 地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。 2 実践的な訓練の実施と事後評価 訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をする。また、次回以降の参考とするとともに防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる。 （1） 実践的な訓練の実施 ア 訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救助活動等の連携強化に留意する。 また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 イ 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。 ウ 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。 エ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。 （2） 訓練の事後評価 ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。 イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。	（エ） 「長野県地域防災計画」に基づいた県防災行政無線の操作訓練 オ 避難訓練 災害時における避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。 カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練 災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、市災害対策本部の組織編成に基づく本部の運営訓練を行う。 キ 情報収集及び伝達訓練 災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。 （ア） あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練 （イ） 市民等への情報伝達、避難誘導訓練 （ウ） アマチュア無線局との情報伝達訓練 ク 広域防災訓練 広域応援協定をより実効あるものとし、災害時に広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。 ケ 複合災害を想定した訓練の実施 地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。 2 実践的な訓練の実施と事後評価 訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をする。また、次回以降の参考とするとともに防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる。 （1） 実践的な訓練の実施 ア 訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救助活動等の連携強化に留意する。 また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 イ 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。 ウ 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。 （2） 訓練の事後評価 ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。 イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。

新	旧
第4節 広域相互応援活動 災害発生時において、その規模及び被害状況等から市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別図1参照） 市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮の上、応援職員の派遣要請を行う。 <u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> 他市町村が被災し、市が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。 <u>なお、職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> 1 応援要請 (1) 市長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請） ア 他市町村に対する応援要請（別図2参照） 市長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。（第7編資料4－2参照） 応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。 (ア) 応援を求める理由及び災害の状況 (イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等 (ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等 (エ) その他必要な事項 イ 県に対する応援要請等 市長等は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ウ 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等 市長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。 (2) 消防に関する応援要請 ア 県内市町村に対する応援要請 市長又は岳北消防本部消防長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野	第4節 広域相互応援活動 災害発生時において、その規模及び被害状況等から市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別図1参照） <u>なお、</u>市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮の上、応援職員の派遣要請を行う。<u>また、</u>他市町村が被災し、市が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。 1 応援要請 (1) 市長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請） ア 他市町村に対する応援要請（別図2参照） 市長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。（第7編資料4－2参照） 応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。 (ア) 応援を求める理由及び災害の状況 (イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等 (ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等 (エ) その他必要な事項 イ 県に対する応援要請等 市長等は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ウ 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等 市長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。 (2) 消防に関する応援要請 ア 県内市町村に対する応援要請 市長又は岳北消防本部消防長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野

新	旧
県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。(第7編資料4－1参照) イ 他都道府県への応援要請 市長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。 (7) 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊の編成及び施設の整備に係る基本的な事項に関する計画による。） (ｲ) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援 (ｳ) その他、他都道府県からの消防の応援 (3) その他の相互応援協定等 本編第1章第5節「広域相互応援計画」に掲げた各協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。 2 応援体制の整備 (1) 情報収集及び応援体制の整備 市（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。 (2) 指揮 応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。 (3) 自給自足 応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。 (4) 自主的活動 応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。 3 受援体制の整備 (1) 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画、受援計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。 (2) 緊急消防援助隊を要請した場合の受援は、「長野県緊急消防援助隊受援計画」により体制を整備する。 4 経費の負担 (1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条） (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。	県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。(第7編資料4－1参照) イ 他都道府県への応援要請 市長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。 (7) 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊の編成及び施設の整備に係る基本的な事項に関する計画による。） (ｲ) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援 (ｳ) その他、他都道府県からの消防の応援 (3) その他の相互応援協定等 本編第1章第5節「広域相互応援計画」に掲げた各協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。 2 応援体制の整備 (1) 情報収集及び応援体制の整備 市（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。 (2) 指揮 応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。 (3) 自給自足 応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。 (4) 自主的活動 応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。 3 受援体制の整備 (1) 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画、受援計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。 (2) 緊急消防援助隊を要請した場合の受援は、「長野県緊急消防援助隊受援計画」により体制を整備する。 4 経費の負担 (1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条） (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

新	旧																																																																																																														
第5節　ヘリコプターの運用計画 災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、市は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。 1　活動内容に応じたヘリコプターの選定 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。 ヘリコプター選定基準 <table><tr><th>種　　類</th><th>機　種</th><th>定員</th><th>救助ホイスト</th><th>消火装置</th><th>物資吊下</th><th>映像伝送</th></tr><tr><td>消防防災ヘリコプター</td><td>ベル412E P I</td><td>15</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">県警ヘリコプター</td><td>ユーロコプターAS365N3</td><td>13</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>ア　グ　ス　タAW139</td><td>17</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td><td>各種</td><td>各種</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>自衛隊ヘリコプター</td><td>各種</td><td>各種</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>海上保安庁ヘリコプター</td><td>各種</td><td>各種</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>ドクターヘリ</td><td>各種</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2　出動手続きの実施 (1)　ヘリコプターの出動要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。 ア　災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等） イ　活動に必要な資機材等 ウ　ヘリポート及び給油体制 エ　要請者、連絡責任者及び連絡方法 オ　資機材等の準備状況 カ　気象状況 キ　ヘリコプターの誘導方法 ク　他のヘリコプターの活動状況 ケ　その他必要な事項 (2)　県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。（第7編資料8－1参照） (3)　傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。 (4)　連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。 (5)　ヘリコプター要請手続要領	種　　類	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	ユーロコプターAS365N3	13	○		○	○	ア　グ　ス　タAW139	17	○		○	○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ	各種	6					第5節　ヘリコプターの運用計画 災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、市は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。 1　活動内容に応じたヘリコプターの選定 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。 ヘリコプター選定基準 <table><tr><th>種　　類</th><th>機　種</th><th>定員</th><th>救助ホイスト</th><th>消火装置</th><th>物資吊下</th><th>映像伝送</th></tr><tr><td>消防防災ヘリコプター</td><td>ベル412E P I</td><td>15</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">県警ヘリコプター</td><td>ユーロコプターAS365N3</td><td>13</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>ア　グ　ス　タAW139</td><td>17</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td><td>各種</td><td>各種</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>自衛隊ヘリコプター</td><td>各種</td><td>各種</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>海上保安庁ヘリコプター</td><td>各種</td><td>各種</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>ドクターヘリ</td><td>各種</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2　出動手続きの実施 (1)　ヘリコプターの出動要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。 ア　災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等） イ　活動に必要な資機材等 ウ　ヘリポート及び給油体制 エ　要請者、連絡責任者及び連絡方法 オ　資機材等の準備状況 カ　気象状況 キ　ヘリコプターの誘導方法 ク　他のヘリコプターの活動状況 ケ　その他必要な事項 (2)　県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。（第7編資料8－1参照） (3)　傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。 (4)　連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。 (5)　ヘリコプター要請手続要領	種　　類	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	ユーロコプターAS365N3	13	○		○	○	ア　グ　ス　タAW139	17	○		○	○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ	各種	6				
種　　類	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																																																									
消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○	○																																																																																																									
県警ヘリコプター	ユーロコプターAS365N3	13	○		○	○																																																																																																									
	ア　グ　ス　タAW139	17	○		○	○																																																																																																									
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																									
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																										
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○																																																																																																										
ドクターヘリ	各種	6																																																																																																													
種　　類	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																																																									
消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○	○																																																																																																									
県警ヘリコプター	ユーロコプターAS365N3	13	○		○	○																																																																																																									
	ア　グ　ス　タAW139	17	○		○	○																																																																																																									
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																									
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																										
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○																																																																																																										
ドクターヘリ	各種	6																																																																																																													

新	旧
上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続きは次のとおりである。 ア 消防防災ヘリコプター 災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。 北信地域振興局 飯山市・岳北消防本部 災害対策関係部局 指定地方行政機関等 消防防災航空隊 危機管理部消防課 (要請報告) (要請) (報告) (指示) (要請) ※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波） 呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」 イ 県警ヘリコプター 災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。 危機管理部 (危機管理防災課) 警察本部 (警備第二課) また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。 県公安委員会 援助の要求 連絡 援助の要求 他都道府県警察本部 警察庁 ウ 広域航空消防応援等ヘリコプター 災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。 (1) 広域航空応援要請手順 要請側消防長 飯山市長 応援側市町村長 応援側消防長 県知事 (地域振興局・危機管理部経由) 消防庁長官 応援側都道府県知事 報告 要請 通知 指示 連絡 連絡 指示 報告 要請 通知	上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続きは次のとおりである。 ア 消防防災ヘリコプター 災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。 北信地域振興局 飯山市・岳北消防本部 災害対策関係部局 指定地方行政機関等 消防防災航空隊 危機管理部消防課 (要請報告) (要請) (報告) (指示) (要請) ※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波） 呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」 イ 県警ヘリコプター 災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。 危機管理部 (危機管理防災課) 警察本部 (警備第二課) → (地域課) また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。 県公安委員会 援助の要求 連絡 援助の要求 他都道府県警察本部 警察庁 ウ 広域航空消防応援等ヘリコプター 災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。 (1) 広域航空応援要請手順 要請側消防長 飯山市長 応援側市町村長 応援側消防長 県知事 (地域振興局・危機管理部経由) 消防庁長官 応援側都道府県知事 報告 要請 通知 指示 連絡 連絡 指示 報告 要請 通知

新			旧																																		
第3科長 N T T 0263-26-2766（内線235） 防災行政無線 1（庁内電話731）-535-79 F A X N T T 0263-26-2766（内線239） 防災行政無線 1-535-76		駐屯地当直司令 N T T 0263-26-2766（内線301） 防災行政無線 1（庁内電話731）-535-61 F A X N T T 0263-26-2766（内線239） 防災行政無線 1-535-62	第3科長 N T T 0263-26-2766（内線235） 防災行政無線 1（庁内電話731）-535-79 F A X N T T 0263-26-2766（内線239） 防災行政無線 1-535-76		駐屯地当直司令 N T T 0263-26-2766（内線301） 防災行政無線 1（庁内電話731）-535-61 F A X N T T 0263-26-2766（内線239） 防災行政無線 1-535-62																																
2 派遣部隊との連絡調整 派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊部隊の長と密接な連絡調整が行われるよう災害の状況によって次により区分している。 <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>総括連絡調整者</td><td>現地連絡調整者</td></tr><tr><td colspan="2">県災害対策本部が設置されていない場合</td><td>危機管理部長</td><td>地域振興局長等</td></tr><tr><td colspan="2">県災害対策本部が設置されている場合</td><td>災害対策本部長</td><td>地 方 部 長</td></tr><tr><td colspan="2">県現地本部が設置されている場合</td><td>災害対策本部長</td><td>現 地 本 部 長</td></tr></table> (1) 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。 (2) 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。 (3) 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。 3 派遣部隊の撤収要請 市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。 4 経費の負担 自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。 (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。） (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料 (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用 (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償 (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。			区	分	総括連絡調整者	現地連絡調整者	県災害対策本部が設置されていない場合		危機管理部長	地域振興局長等	県災害対策本部が設置されている場合		災害対策本部長	地 方 部 長	県現地本部が設置されている場合		災害対策本部長	現 地 本 部 長	2 派遣部隊との連絡調整 派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊部隊の長と密接な連絡調整が行われるよう災害の状況によって次により区分している。 <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>統括連絡調整者</td><td>現地連絡調整者</td></tr><tr><td colspan="2">県災害対策本部が設置されていない場合</td><td>危機管理部長</td><td>地域振興局長等</td></tr><tr><td colspan="2">県災害対策本部が設置されている場合</td><td>災害対策本部長</td><td>地 方 部 長</td></tr><tr><td colspan="2">県現地本部が設置されている場合</td><td>災害対策本部長</td><td>現 地 本 部 長</td></tr></table> (1) 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。 (2) 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。 (3) 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。 3 派遣部隊の撤収要請 市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。 4 経費の負担 自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。 (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。） (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料 (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用 (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償 (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。			区	分	統括連絡調整者	現地連絡調整者	県災害対策本部が設置されていない場合		危機管理部長	地域振興局長等	県災害対策本部が設置されている場合		災害対策本部長	地 方 部 長	県現地本部が設置されている場合		災害対策本部長	現 地 本 部 長
区	分	総括連絡調整者	現地連絡調整者																																		
県災害対策本部が設置されていない場合		危機管理部長	地域振興局長等																																		
県災害対策本部が設置されている場合		災害対策本部長	地 方 部 長																																		
県現地本部が設置されている場合		災害対策本部長	現 地 本 部 長																																		
区	分	統括連絡調整者	現地連絡調整者																																		
県災害対策本部が設置されていない場合		危機管理部長	地域振興局長等																																		
県災害対策本部が設置されている場合		災害対策本部長	地 方 部 長																																		
県現地本部が設置されている場合		災害対策本部長	現 地 本 部 長																																		

新	旧
第7節 救助・救急・医療活動 大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMA T）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。 また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。 <u>なお、災害現場で活動する職員は、感染症対策のため、自身の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> 1 救助・救急活動 (1) 岳北消防本部、飯山警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。 (2) 必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。 (3) 岳北消防本部は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をするものとする。 (4) 岳北消防本部は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。 (5) 岳北消防本部は、救急活動に当たり、県警察本部、医療救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。 その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。 (6) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。 (7) 住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、共助、消防機関、救護班等に協力するものとする。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現地到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。 2 医療活動 (1) 救護班の編成 ア 飯山赤十字病院並びに（一社）飯水医師会に協力を求め、医師1名、看護師2名をもって救護班を編成し（状況に応じ保健師、事務職員も加わる。）医療救護活動等を行う。 イ 災害現地又は避難所において処置不能な重症患者等については、岳北消防本部救急隊により医療機関へ移送し処置する。 ウ 助産活動については、医療機関に収容し処置する。 エ 飯山赤十字病院で対応しきれない場合には、北信総合病院へ収容する。 (2) 医療品等の確保 医療機関又は薬剤取扱い業者あるいは、災害用医薬品備蓄事業者から必要な薬剤治療材料を調達するものとする。（第7編資料6－3参照） (3) 救護班の応援等	第7節 救助・救急・医療活動 大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMA T）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。 また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。 1 救助・救急活動 (1) 岳北消防本部、飯山警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。 (2) 必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。 (3) 岳北消防本部は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をするものとする。 (4) 岳北消防本部は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。 (5) 岳北消防本部は、救急活動に当たり、県警察本部、医療救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。 その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。 (6) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。 (7) 住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、共助、消防機関、救護班等に協力するものとする。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現地到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。 2 医療活動 (1) 救護班の編成 ア 飯山赤十字病院並びに（一社）飯水医師会に協力を求め、医師1名、看護師2名をもって救護班を編成し（状況に応じ保健師、事務職員も加わる。）医療救護活動等を行う。 イ 災害現地又は避難所において処置不能な重症患者等については、岳北消防本部救急隊により医療機関へ移送し処置する。 ウ 助産活動については、医療機関に収容し処置する。 エ 飯山赤十字病院で対応しきれない場合には、北信総合病院へ収容する。 (2) 医療品等の確保 医療機関又は薬剤取扱い業者あるいは、災害用医薬品備蓄事業者から必要な薬剤治療材料を調達するものとする。（第7編資料6－3参照） (3) 救護班の応援等

[illegible]

新	旧
第9節 要配慮者に対する応急活動 <u>災害時には</u>、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設、要配慮者関連施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。 1 応急対策の内容 市は、民生・児童委員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 (1) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知 要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。 (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。 なお<u>災害時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。 なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。 (3) 避難所での生活環境整備等 災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。 また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。 ア 避難所における施設の整備 段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。 イ 避難所における物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行う。 <u>なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> エ 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立 外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。 オ 情報提供体制の確立 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置する	第9節 要配慮者に対する応急活動 <u>災害が発生した際</u>、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設、要配慮者関連施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。 1 応急対策の内容 市は、民生・児童委員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 (1) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知 要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。 (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。 なお<u>発災時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。 なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。 (3) 避難所での生活環境整備等 災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。 また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。 ア 避難所における施設の整備 段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。 イ 避難所における物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行う。 エ 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立 外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。 オ 情報提供体制の確立 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置する

新	旧
限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。 ア 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。 イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。 ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。 (3) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び市民に対してその内容を周知する。 (4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。 3 避難誘導活動 避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 (1) 誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。 (2) 誘導の方法 ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。 エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 カ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 キ 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。 ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 (3) 避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。 4 避難所の開設・運営 市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため必要な措置を講ずる。 その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する	限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。 ア 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。 イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。 ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。 (3) 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び市民に対してその内容を周知する。 (4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。 3 避難誘導活動 避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 (1) 誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。 (2) 誘導の方法 ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。 エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 カ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 キ 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。 ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 (3) 避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。 4 避難所の開設・運営 市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため必要な措置を講ずる。 その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する

新	旧
環境確保について、県、関係団体等と連携し、対策を講ずる。 (1) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのあるもので避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 <u>(2) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u> <u>(3) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> <u>(4) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、感染症対策に努めるものとする。</u> <u>(5) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。</u> <u>(6) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。</u> ア 避難者 イ 市民 ウ 自主防災組織 エ 他の地方公共団体 オ ボランティア カ 避難所運営について専門性を有した外部支援者 <u>(7) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u> <u>(8) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。</u> <u>(9) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</u> <u>(10) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。</u> <u>(11) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>(12) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</u> <u>(13) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用の</u>	環境確保について、県、関係団体等と連携し、対策を講ずる。 (1) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのあるもので避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 <u>(2) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、感染症対策に努めるものとする。</u> <u>(3) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。</u> <u>(4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。</u> ア 避難者 イ 市民 ウ 自主防災組織 エ 他の地方公共団体 オ ボランティア カ 避難所運営について専門性を有した外部支援者 <u>(5) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u> <u>(6) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。</u> <u>(7) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</u> <u>(8) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。</u> <u>(9) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</u>

新	旧
ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、関係区、NPO・ボランティア及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。 イ 被災者のニーズを把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況に応じて迅速かつ的確に、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に対して優先的に行う等、十分に配慮する。	ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、関係区、NPO・ボランティア及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。 イ 被災者のニーズを把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況に応じて迅速かつ的確に、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に対して優先的に行う等、十分に配慮する。

新	旧
第17節 保健衛生、感染症予防活動 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 1 保健衛生活動 (1) 被災者の避難状況を把握し、北信保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。 (2) 避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、精神相談等を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置する。 (3) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。 (4) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。 2 感染症予防対策活動 (1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。 (2) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む）、機材、薬剤等の確保を図る。また、消毒用薬剤及び資材等については、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。 (3) 感染症発生の予防のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。 (4) 感染症の発生を未然に防止するため、北信保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。 また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。 (5) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。 (6) 被災地において感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、危機管理防災課と保健福祉課が連携して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。 加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。 (7) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、北信保健福祉事務所を経由して県へ報告する。 (8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。 第17節 保健衛生、感染症予防活動 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 1 保健衛生活動 (1) 被災者の避難状況を把握し、北信保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。 (2) 避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、精神相談等を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置する。 (3) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。 (4) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。 2 感染症予防対策活動 (1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。 (2) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び点検、機材、薬剤等の確保を図る。また、消毒用薬剤及び資材等については、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。 (3) 感染症発生の予防のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。 (4) 感染症の発生を未然に防止するため、北信保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。 また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。 (5) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。 (6) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、危機管理防災課と保健福祉課が連携して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。 (7) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、北信保健福祉事務所を経由して県へ報告する。 (8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。	

新	旧
第 1 節 災害予防計画 豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。 1 雪害に強い地域づくり (1) 雪害に強いまちづくり ア 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、<u>人命を最優先にするため、幹線道路上における大規模な車両の滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</u> イ 雪害に強いまちの形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。 ウ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。 エ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において、道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。 オ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。 (2) 道路交通の確保 冬期間の道路交通を確保するため、除雪機械の整備を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、消・融雪機能（消雪パイプ、ロードヒーティング、流雪溝等）を備えた道路整備を促進する。 特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。 また、市民に対し、「飯山市冬のくらしを明るくする条例」に基づき、秩序ある道路の雪片付けを行い、道路除雪に積極的に協力するよう指導する。 ア 市は、除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。 イ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。 ウ 集中的な大雪に対しては、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、<u>計画的、</u>予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。 エ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめとする関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。 <u>オ 市は雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</u> (3) 鉄道運行確保（<u>東日本旅客鉄道(株)</u>）	第 1 節 災害予防計画 豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。 1 雪害に強い地域づくり (1) 雪害に強いまちづくり ア 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、<u>道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や避難所等の整備</u>を行うよう努めるものとする。 イ 雪害に強いまちの形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。 ウ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。 エ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において、道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。 オ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。 (2) 道路交通の確保 冬期間の道路交通を確保するため、除雪機械の整備を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、消・融雪機能（消雪パイプ、ロードヒーティング、流雪溝等）を備えた道路整備を促進する。 特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。 また、市民に対し、「飯山市冬のくらしを明るくする条例」に基づき、秩序ある道路の雪片付けを行い、道路除雪に積極的に協力するよう指導する。 ア 市は、除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。 イ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。 ウ 集中的な大雪に対しては、<u>道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、</u>車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。 エ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめとする関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。 (3) 鉄道運行確保（<u>J R 東日本(株)</u>）

新	旧
冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。 ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備 イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実 ウ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備 エ 降雪により転倒、落下等のおそれのある支障木の伐採 (4) 雪崩防止施設の整備 雪害のなかで最も危険なものは、雪崩である。このため、道路の被害防止のため、危険箇所にはスノーシェード及び雪崩防止柵の整備をすすめる。また、近年スキー場開発は山頂へ伸びており雪崩発生 の危険がある、雪び及び雪崩防止施設の設置を推進する。 住宅等建築物からの落雪による事故も多く発生しているため、屋根上の雪止めの設置等事故防止策をすすめる。 (5) 電気、通信施設の雪害防止対策 電気、通信施設の雪害防止は、それぞれの関係機関が対策を講じているところであるが、電力、通信は市民の日常生活の安定と産業経済活動に欠くことのできないものであるので、積雪期前の点検整備及び施設の強化を図る等、事業者に対して雪害防止を要請する。 (6) 医療対策 豪雪地帯の住民の医療を確保するため、次の対策を講ずる。 ア 無医地区出張 医師会の協力を得て山間豪雪地を中心に、現在3か所開所している。各診療所へは定期的に医師1名、看護師1名を派遣し、通院に支障のある高齢者を中心に診療を行っているが、今後も継続する。 イ 道路交通の確保 医療機関への通院を確保するため、道路除雪を推進する。 (7) 農業対策 ア 果樹、ハウス施設等について、補強、除雪などの対策を指導し、被害の防止に努める。 イ 山間豪雪地については、春先における育苗場所の確保、圃場の早期消雪に努めると共に、農道除雪も推進する。 ウ 豪雪時において、農産物の出荷等に支障がある場合の除雪に対する援助を行う。 (8) 建築物対策 ア 建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）第9条の規定により指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。 イ 飯山市克雪タウン計画に基づき、雪に強い住宅の普及、雪に強いまちづくりへの誘導等を行う。 ウ 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。 (9) 授業の確保等 小学校、中学校及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体 の安全確保に万全を期するとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。 学校等においては、次の対策を実施する。 ア 学校長等は、天候の急変に際して、教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。 イ 学校長等は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態をふま	冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。 ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備 イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実 ウ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備 エ 降雪により転倒、落下等のおそれのある支障木の伐採 (4) 雪崩防止施設の整備 雪害のなかで最も危険なものは、雪崩である。このため、道路の被害防止のため、危険箇所にはスノーシェード及び雪崩防止柵の整備をすすめる。また、近年スキー場開発は山頂へ伸びており雪崩発生 の危険がある、雪び及び雪崩防止施設の設置を推進する。 住宅等建築物からの落雪による事故も多く発生しているため、屋根上の雪止めの設置等事故防止策をすすめる。 (5) 電気、通信施設の雪害防止対策 電気、通信施設の雪害防止は、それぞれの関係機関が対策を講じているところであるが、電力、通信は市民の日常生活の安定と産業経済活動に欠くことのできないものであるので、積雪期前の点検整備及び施設の強化を図る等、事業者に対して雪害防止を要請する。 (6) 医療対策 豪雪地帯の住民の医療を確保するため、次の対策を講ずる。 ア 無医地区出張 医師会の協力を得て山間豪雪地を中心に、現在3か所開所している。各診療所へは定期的に医師1名、看護師1名を派遣し、通院に支障のある高齢者を中心に診療を行っているが、今後も継続する。 イ 道路交通の確保 医療機関への通院を確保するため、道路除雪を推進する。 (7) 農業対策 ア 果樹、ハウス施設等について、補強、除雪などの対策を指導し、被害の防止に努める。 イ 山間豪雪地については、春先における育苗場所の確保、圃場の早期消雪に努めると共に、農道除雪も推進する。 ウ 豪雪時において、農産物の出荷等に支障がある場合の除雪に対する援助を行う。 (8) 建築物対策 ア 建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）第9条の規定により指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。 イ 飯山市克雪タウン計画に基づき、雪に強い住宅の普及、雪に強いまちづくりへの誘導等を行う。 ウ 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。 (9) 授業の確保等 小学校、中学校及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体 の安全確保に万全を期するとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。 学校等においては、次の対策を実施する。 ア 学校長等は、天候の急変に際して、教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。 イ 学校長等は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態をふま

新	旧																		
第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動 1 屋内退避及び避難誘導 (1) 市は県と連携し、市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。 ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道 イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動 ウ 広報車等による広報活動 エ 防災行政無線等による広報活動 オ 市教育委員会等を通じた小中学校への連絡 カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動 キ インターネット、ホームページを活用した情報提供 (2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。 ア 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。 イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。 ウ 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。 エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、市民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。 <u>オ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u> なお、「原子力災害対策指針（最新改訂日 令和3年7月21日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。 <table><tr><th>基準の概要</th><th>初期設定値＊1</th><th>防護措置の概要</th></tr><tr><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td>500μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率＊2）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr><tr><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂</td><td>20μSv/h(地上1mで計測した場合の空</td><td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限す</td></tr></table>	基準の概要	初期設定値＊1	防護措置の概要	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率＊2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂	20μSv/h(地上1mで計測した場合の空	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限す	第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動 1 屋内退避及び避難誘導 (1) 市は県と連携し、市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。 ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道 イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動 ウ 広報車等による広報活動 エ 防災行政無線等による広報活動 オ 市教育委員会等を通じた小中学校への連絡 カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動 キ インターネット、ホームページを活用した情報提供 (2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。 ア 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。 イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。 ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。 エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、市民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。 なお、「原子力災害対策指針（最新改訂日 令和2年10月28日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。 <table><tr><th>基準の概要</th><th>初期設定値＊1</th><th>防護措置の概要</th></tr><tr><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td>500μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率＊2）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr><tr><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂</td><td>20μSv/h(地上1mで計測した場合の空</td><td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限す</td></tr></table>	基準の概要	初期設定値＊1	防護措置の概要	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率＊2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂	20μSv/h(地上1mで計測した場合の空	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限す
基準の概要	初期設定値＊1	防護措置の概要																	
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率＊2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）																	
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂	20μSv/h(地上1mで計測した場合の空	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限す																	
基準の概要	初期設定値＊1	防護措置の概要																	
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率＊2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）																	
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂	20μSv/h(地上1mで計測した場合の空	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限す																	

新				旧			
	取による被ばく影響を防止するため、地域生産物＊3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転＊4させるための基準	間放射線量率)	るとともに1週間程度内に一時移転を実施。		取による被ばく影響を防止するため、地域生産物＊3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転＊4させるための基準	間放射線量率)	るとともに1週間程度内に一時移転を実施。
＊1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合は改定される。 ＊2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。 ＊3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により植生汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、当該地区の牧草を食べた牛の乳）をいう。 ＊4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。				＊1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合は改定される。 ＊2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。 ＊3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により植生汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、当該地区の牧草を食べた牛の乳）をいう。 ＊4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。			
2 広域避難活動 (1) 市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力を要請する。 また、必要に応じて県に避難先及び輸送ルート of 調整を要請する。 (2) 市は、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。 (3) 市は、他の市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。 (4) 市は、 県、J R会社、鉄道会社、路線バス会社等と連携し、避難者の輸送を行う。 (5) 市は県と連携し、自衛隊に避難者の輸送に関する援助を要請する。				2 広域避難活動 (1) 市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力を要請する。 また、必要に応じて県に避難先及び輸送ルート of 調整を要請する。 (2) 市は、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。 (3) 市は、他の市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。 (4) 市は、 県、J R会社、鉄道会社、路線バス会社等と連携し、避難者の輸送を行う。 (5) 市は県と連携し、自衛隊に避難者の輸送に関する援助を要請する。			
3 屋内退避又は避難を指示等した区域における交通の規制及び立入制限等の措置 県は、市長が屋内退避又は避難を指示等した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。				3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置 県は、市長が屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。			
第8節 緊急輸送活動				第8節 緊急輸送活動			
1 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送体制の確立 ア 市は、県と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保する。 イ 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、県に支援を要請する。				1 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送体制の確立 ア 市は、県と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保する。 イ 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、県に支援を要請する。			